

第4回 緑区中山町住居表示検討委員会 要旨

日 時	平成28年12月6日(火) 午後2時15分～午後4時
開催場所	中山町自治会館
出席委員	検討委員：相原会長、齋藤(宏)副会長、古内委員、野末委員、田島委員、砂金委員、杉本委員、齋藤(利)委員、本多委員、岩間委員、中藤委員、黒野委員、永岡委員、小川委員、高木委員、石井委員、高橋委員、佐々木委員 事務局：市民局 熊坂課長 他
欠席委員	加藤委員、宮崎委員
開催形態	公開(傍聴人0人)
議 事	1 地域住民からの意見について 2 新町区域案の検討について
決定事項	なし

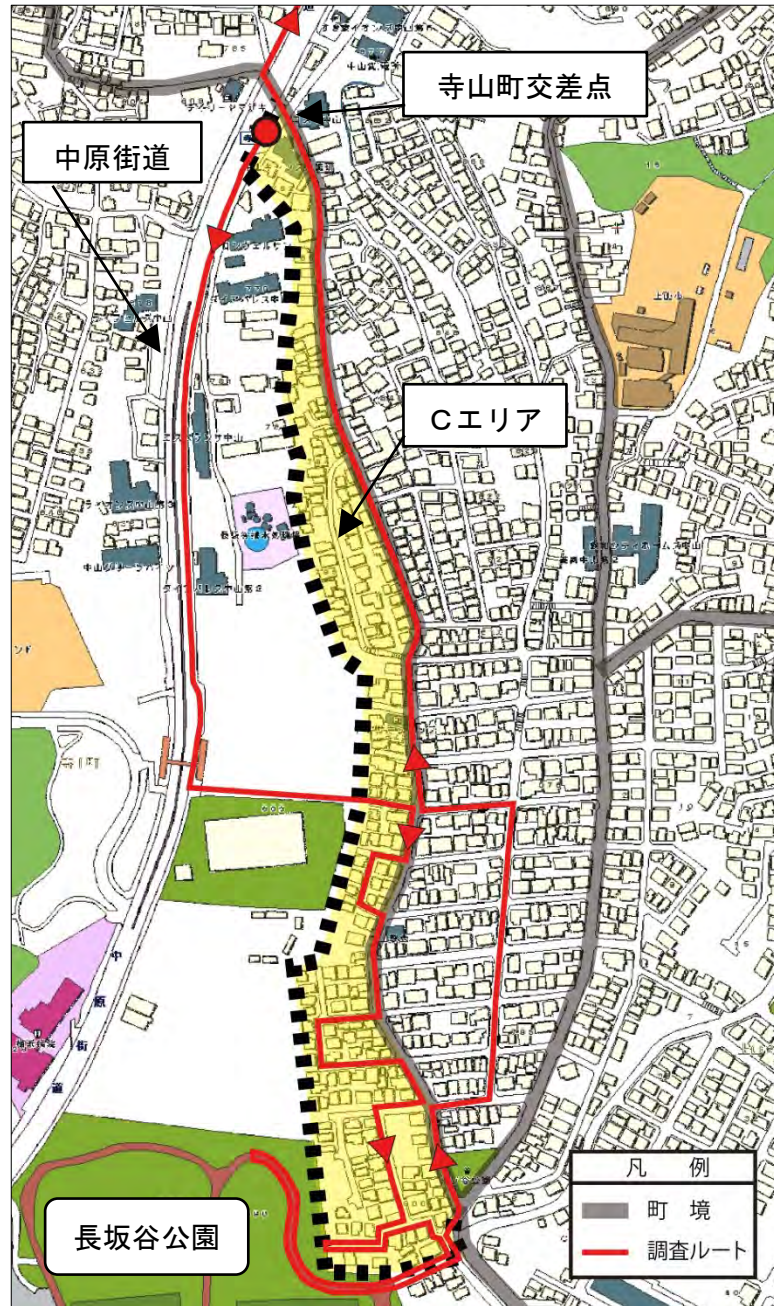
議 事	
【事務局】	<p>1 地域住民からの意見について (資料1に沿って説明)</p> <p>住居表示の検討開始に関するチラシ配付や回覧板、ポスター掲示を行ったことにより、事務局に様々な意見が寄せられましたので、御報告します。検討委員の皆様にも問合せがあるかと思しますので、こちらを参考に、お答えいただければと思います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局に意見をいただいた人数 14名(中山町：12名／寺山町：2名) ・意見の内容及び事務局の回答 ※詳細は資料1のとおり <ul style="list-style-type: none"> (1)住所変更手続について (2)住居表示実施範囲・実施時期について (3)地域への情報共有について (4)住居表示への賛成意見 (5)住居表示への反対意見 </div>
【会長】	何か意見や質問はありますか。
【委員】	公簿類は自動で書き換わるということですが、マイナンバーカードも自動で書き換わりますか。
【事務局】	マイナンバーカードは、区役所戸籍課で住所変更手続が必要になり

	<p>ます。住居表示を実施する場合は、そういったことも含め、説明会等で説明をさせていただきます。</p>
【委員】	<p>大災害の際の支援強化についても、住居表示のメリットとして掲げてはいかがですか。住所が入り組んでいると、支援が行き届かないということはありませんか。</p>
【事務局】	<p>基本的に、住居表示の実施有無で支援内容が変わることはありません。災害時は、小中学校等の地域防災拠点にお集まりいただき、地域の自治会町内会の役員の皆様を中心に、職員と共に地域の支援を行っていくこととなります。</p>
【委員】	<p>事務局からの回答として、しばしば「まだ実施自体が検討段階」という記載がありますが、「検討段階」とはいつ頃までを指すのですか。</p>
【事務局】	<p>住居表示実施に向けた法的手続の中で最初に行うことが、平成 30 年 1 月に予定している「住居表示審議会への諮問」です。実際は、それより前から検討を重ね、地域の皆様へのアンケートや説明会等、住居表示実施に向けて動いているわけですが、手続面では、平成 30 年 1 月というのが、住居表示実施の正式なスタート地点ということになります。</p>
【会長】	<p>「住居表示の検討を始める前に地元説明をするべきだった」という意見があったようですが、中山町自治会の総会では、住居表示の実施について承認を得ていますのでお知らせします。</p>
【事務局】	<p>氏名は伺いませんでしたが、自治会に加入していない方や、寺山町の方からの御意見という可能性があります。</p>
【委員】	<p>地域の集まりで住居表示の話をするのですが、どこか冷めた雰囲気です。例えばアンケートの実施によって、住居表示に関する住民の関心度は高まるものでしょうか。</p>
【事務局】	<p>現在住居表示を進めている泉区和泉町でも、以前アンケートを実施し、一定の回答はありました。皆様にとって身近な住所に関わることで、関心はお持ちいただけたものと思います。</p>
【委員】	<p>「手続が大変だ」という意見についてですが、やはり私の身近にいる高齢者も、手続が面倒だと言っていました。また、中山駅北口は区画整理で住所の混乱が既に解消されていますので、わざわざ住所を変</p>

<p>【事務局】</p>	<p>えなければならぬことへの不満もあると思います。</p> <p>手続が面倒だという御意見は、日頃から頂戴しています。</p> <p>役所側で住所変更できるものは役所で住所変更しますが、例えば不動産の所有者欄の住所は、法令上、御自身での手続が必要です。</p> <p>ただ、相続や売買等、権利移転の時にすれば良い手続であり、すぐに必要な手続ではありません。このほか、携帯電話や銀行の住所変更は、インターネットで手続できる場合があります。マイナンバーカードについても、本人確認資料として御利用になっている場合は早めに住所変更していただいた方が良いでしょうが、そうでない場合は、他の用事で区役所に立ち寄るついでに手続していただければ結構です。</p> <p>また、郵便物は、住居表示実施から1年間は旧住所で届きます。新住所をお知らせするための無料で送付できるハガキを用意しますので、旧住所で郵便物が届いた時に、このハガキで住所変更を知らせることも可能です。</p> <p>このように、それほど急いで住所変更しなくても差し支えない場合も多いのですが、負担感はどうしても拭えません。また、法人登記については、法令上、2週間または3週間以内の手続が必要となります。</p> <p>最終的には、住民の皆様へ寄り添い、丁寧に説明し御理解いただかないと考えています。</p>
<p>【会長】</p>	<p>説明会を開催するということですが、中山町の場合の実施場所と実施回数はどうなりますか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>平日夜間や土日等、地域の皆様に参加していただきやすい日時に、説明と質疑応答を含めて約2時間程度の説明会を、同じ内容で5～6回程度開催させていただくことになると思います。開催にあたっては、対象地区内にチラシを全戸配付してお知らせします。</p> <p>会場については、泉区和泉町の場合は公会堂で実施しました。公会堂であれば、1回あたり500人程度が参加可能ですので、緑区の場合も公会堂で開催するか、今後、検討委員の皆様へ相談させていただきます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>2 新町区域案の検討について (資料2)を使用/第3回検討委員会(図面1～4)を参照)</p> <p>新町区域案の検討にあたって、今後の住居表示実施スケジュールについて御案内します。現在、来年度の予算編成が終盤を迎えています。中山町の住居表示は規模が大きく、単年度で実施する予算を確保することが難しい状況です。なお、泉区和泉町でも6か年かけて実施しています。</p>

	<p>これまでの検討は、平成 30 年度に住居表示が完了することを想定して行っていましたが、今後は、最短で平成 30 年度と平成 31 年度の 2 か年計画で住居表示を実施することを前提とした検討を進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>2 か年計画となることで、より丁寧に検討していくことができます。例えば、先に案が固まったエリアで住居表示を先行実施し、ABC エリアについて、さらに 1 年かけて議論を尽くすという手法も可能になります。</p> <p>ただ、住民の皆様へのアンケートは、住居表示の全体像を見据えて実施する必要があります。「一丁目、二丁目・・・」という丁目の順番は、原則として地図上で一筆書きできる順番にするため、中山町全体で統一した町名を採用する場合は、丁目の起点をどこにするか、住民の皆様全体に御意見を伺う必要があります。また、泉区和泉町のように、南北で分けるような町名を採用する場合も、お住まいの皆様それぞれの考え方があると思います。つきましては、今日の段階で拙速に ABC エリアの方向性を決定する必要はありませんが、2 か年計画で実施するとしても、アンケートに関しては、実施の準備に取り掛からなければならない時期に差し掛かってきていますので、このことを念頭に置いて検討をお願いいたします。</p>
【委員】	アンケートの内容はどういうものになりますか。
【事務局】	<p>新町名・新町区域案を複数お示しした中から選択していただくイメージです。基本的には無記名です。また、反対意見のある方は、アンケート用紙を受け取った段階で電話等をいただけるかと思えます。そういった結果を踏まえ、検討委員会としてどのような案を住居表示審議会に諮っていくか、という検討をしていきます。</p> <p>先ほど会長がおっしゃっていたように、住居表示を実施するという中山町としての総意は、既にいただいています。よって、アンケートの趣旨は、住居表示の実施の是非を問うものではなく、検討委員会としての案を固めるための参考、という位置付けです。</p>
【会長】	以前事務局が示したスケジュールでは、アンケート内容は 3 月には決めるということでしたね。
【事務局】	はい、平成 30 年秋に住居表示を実施する場合、3 月までにアンケート内容を決める必要があります。

<現地調査ルート(寺山町交差点～長坂谷公園～寺山町交差点)>



【事務局】

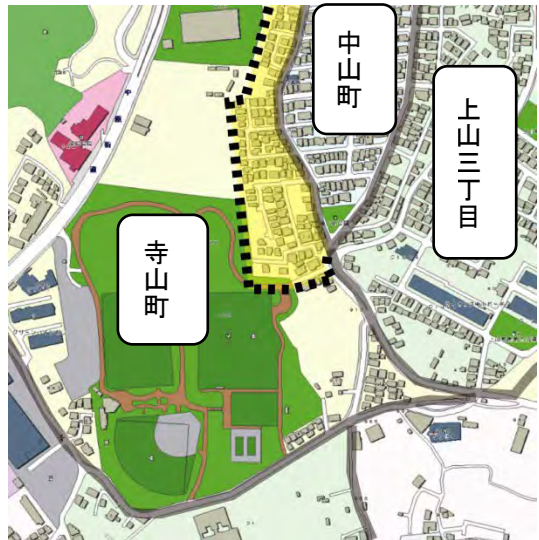
Cエリア(寺山町)の状況を改めて確認します。

Cエリアの中山町と寺山町の町境は、「道路・河川等の恒久的な地物をもってあてる」という規定に則していますので、このままでも問題ありません。ただ、Cエリアの建物は、中山町側にしか生活道路がありませんので、住所を「中山町」にした方がわかりやすくなる可能性があります。

【会長】

Cエリア周辺の区割りにについては、Cエリアの今後の方向性次第で、1つにするか2つにするか、変わってくるかもしれません。

いずれにしても、ABCエリアについては、寺山町との調整に時間

	<p>が必要なので、本日中に結論を出すのは難しいですね。今後、中山町と寺山町で話し合いをしていきたいところです。</p> <p>【事務局】 話し合いの中で、地域の皆様に別途説明の場を設ける必要性が出てきましたら、事務局も同席できますので、お申し付けください。</p> <p>何年後のお話になるかはわかりませんが、寺山町として住居表示実施の御要望をまとめていただければ、住居表示の必要性が高い地域でもありますので、寺山町でも順次住居表示を実施することになります。ですから、ABCエリアのあり方について、今のうちに調整しておくということも念頭に置いて検討をお願いします。調整の際は、ABCで考え方に差が出ないようにすることが必要かと思えます。</p> <p>【委員】 もしCエリアを中山町に変更した場合、南の方に寺山町の飛地が発生しませんか。いっそもう少し南の方まで中山町に変更する案もあるのではないかと思います。</p> <p>【事務局】 地図を確認しましたが、飛地は発生しないようです。また、もしCエリアの範囲を広げようとしても、公園がありますので、町境の設定が困難です。</p> <p>【委員】 いっそ、Cエリアを中原街道のところまで広げる案はいかがでしょうか。</p> <p>【会長】 規定通り、大きな道路で区割りできるので、検討した方がいいかもしれません。</p> <p>【委員】 それは話が極端すぎると思います。</p> <p>【委員】 範囲を広げた寺山町のみで別の1つの町にすることも可能なのではないのでしょうか。</p> <p>【事務局】 そこまで範囲を広げるのは、あまり人がお住まいでないこともあり、難しいと考えていますが、イメージしていただきやすいよう、次回の検討委員会で図面を作成してお持ちします。</p>
	

【委員】	Cエリアを中山町に取り込むと、町境が道路ではなくなりますよね。道路や河川に町境を設定するのが原則にも関わらず、不自然な気がします。
【事務局】	<p>一方で、Bエリアのように、現状の町境が崖地になっているところもありますので、整合性が取れた方が望ましいです。</p> <p>なお、公共施設等で町境が敷地の中を通っている場合の個別調整は事務局が行いますので、検討委員の皆様には、そういった詳細の部分はあまりお気になさらず、地域の方の視点で検討していただければと思います。</p>
【委員】	Cエリアと中山町は、現状、道路を挟んで全く異なる住所を使用していますので、もしCエリアの住居表示を実施するのであれば、Cエリアを1つの町として区割りするのが適切だと感じました。
【委員】	私は、昔からの道路を町境とする今のままの状態を維持することが、皆が納得できる一番良い方法だと思いました。
【会長】	ABCエリアは、やはり慎重に検討していく必要がありますね。
【事務局】	<p>おっしゃる通り、愛着を持つ町が変わるということは、皆様にとって重大な出来事ですので、慎重に方針決定する必要があると思います。</p> <p>例えば、住居表示実施に向けた議論がまとまらない区画があった場合、その一角のみ住居表示を保留とし、旧住所のまま残した事例があります。つまり、地域の方が反対している中で無理に実施することを避け、次に隣接する町で住居表示を実施する時まで、検討を先送りするという考え方もあります。また、上山町の住居表示の時も、上山町に接する中山町側の住民の方との話し合いがあったと聞いています。</p> <p>何年後になるかはわかりませんが、寺山町で住居表示を実施する時に検討しやすいよう、今の段階から丁寧に検討を重ねていきたいと考えています。</p>
【会長】	横浜市会に諮る時に合理的な説明ができるよう、中山町と寺山町で綿密に打合せをしていきたいと思います。
【事務局】	次回の検討委員会では、新町区域案の図面を、事務局で数パターン御用意する予定です。また、新町名案について、検討委員の皆様にご意見を伺うことになると思いますので、御承知おきください。

	<p>(議題外) 次回以降の検討委員会について</p> <p>< 第 5 回検討委員会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日時：平成 29 年 1 月 10 日(火) 午後 3 時から ・ 場所：中山町自治会館 <p>< 第 6 回検討委員会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日時：平成 29 年 2 月 14 日(火) 午後 3 時から ・ 場所：中山町自治会館
<p>資 料</p>	<p>資料 1 地域住民からの意見について</p> <p>資料 2 新町区域案の検討について</p> <p>※このほか、第 3 回検討委員会の図面集を使用</p>